

# 泉大津市市有財産等(あすと松之浜市有床)活用に関する トライアル・サウンディング実施要領

## 1. はじめに

このトライアル・サウンディングは、あすと松之浜核店舗撤退後の活用に関し、暫定利用を希望する民間事業者等(以下、「利活用希望者」という。)を募集し実際に使用してもらうことで、集客力や使い勝手、採算性など市場の意見収集、また施設との相性などを確認し、市有床の持つポテンシャル、魅力を引き出す貸付募集に係る要件策定に役立てるために実施します。これにより、市有床の早期貸付を実行し、市有財産活用の最適化や地域活性化を図ることを目的とします。

## 2. 調査の名称

泉大津市市有財産等(あすと松之浜市有床)活用に関するトライアル・サウンディング

## 3. 調査の対象等

### (1) あすと松之浜市有床 (核店舗部分)

あすと松之浜 地下1階の一部、1階の一部、2階の一部

(所在地：二田町一丁目地内面積1,209.26 m<sup>2</sup>)

### (2) 施設の利用範囲

①現状有姿で利用すること。市有床の1部での利用も可とします。なお、電気・給排水衛生・空調設備等は利用できません。また、火気の使用はできません。

②暫定利用に係る市有財産使用料は免除します。その他、暫定利用に要する一切の費用並びに経費は、利活用希望者の負担とします。

## 4. 期待する効果

本事業の実施により、次のような効果を期待しています。

### (1) 利活用希望者の主な利点

- ・暫定利用のため、リスク負担が少なく参画できます。
- ・アイデアに対する需要の有無、コンセプトが施設に合致しているかを確認できます。
- ・使い勝手、採算性の投資額の感触をつかむことができます。
- ・リスク負担が少なくチャレンジすることで、新たな事業の契機となります。

### (2) 泉大津市の主な利点

- ・暫定利用を通じた対話により、市場性を確認する。
- ・暫定利用提案(イベント開催等)により、魅力ある空間が認知され、施設及び松ノ浜駅周辺エリアの価値向上を期待する。
- ・今後の貸付に係る応募の機運醸成を期待する。

## 5. 調査の進め方

### (1) 調査対象者

本調査に参加することができる利活用希望者は、当該施設市有財産活用に関心を持ち、具体的な提案が可能な意思と能力を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主または任意団体、かつ次の要件のいずれにも該当しないもの。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

②泉大津市暴力団排除条例(平成24年2月22日泉大津市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者

③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他構成員又は当該構成員を含む団体

④応募資格申請書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者

⑤宗教活動又は政治活動を目的としている者

⑥応募資格申請書に虚偽の記載をした者

⑦その他市長が適当でないと認める者

(2)暫定利用内容

フリー型のトライアル・サウンディングを実施するため、使い方は自由ですが、施設・駅周辺にぎわい創出につながる利用としてください。ただし、暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(3)暫定利用の対象外

- ①単なる施設貸付のみを目的としたもの
- ②政治的または宗教的活動に該当するもの
- ③青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ④騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- ⑥「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑦その他、市が本調査との関連性が低いと判断する行為

## 6. 暫定利用申込スケジュール等

(1)実施要項の公表：令和7年12月25日(木)

(2)提案案募集：随時

(3)現地説明：職員が同行の上、随時行います。

※事前相談及び現地確認を希望する場合は、事前に「9. 連絡先」へ電話連絡ください。、日程調整のうえで実施します。

(4)対象期間・時間：協議による。

※対象期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

※暫定利用1件あたり、原則1日以上5日以内とします。

(5)暫定利用申請方法

①書類提出

利用希望者は、次の書類を事務局に提出するものとします。

i. 申込時：暫定利用希望日の2箇月前までに提出ください。

(ア)トライアル・サウンディング利用申込書(様式1)

(イ)誓約書(様式2)

(ウ)その他、市が必要に応じて追加で求める資料

ii. 暫定利用認定後：市の審査及び施設管理組合理事会に報告の後、「9. 連絡先」から連絡を行います。

(エ)市有財産(あすと松之浜市有床)使用許可申請書(様式3)(以下「申請書」という。)

②提出先・提出方法

(ア)・(イ)・(エ)に必要事項を記入し、「9. 連絡先」へ開庁時間内に持参ください。なお提出書類は返却いたしません。

## 7. ヒアリング等の実施

(1)ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けます。その際に、市有財産(あすと松之浜市有床)使用許可証(以下、「許可証」という。)を交付された利活用希望者(以下、「使用者」という。)は使用実績等資料を提出ください。

(2)結果の公表

トライアル・サウンディングの結果は、個別ヒアリングの内容を含め、市のホームページで公表を予定しています。

## 8. 暫定利用に関する留意事項

(1)市有財産(あすと松之浜市有床)許可証の取扱い

使用者は、許可証に記載された条件のとおり、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、許可証を携行してください。

(2) 原状回復

暫定利用後の原状回復に係る費用は使用者の負担とします。また、暫定利用の実施に伴い発生するごみについては、全てその日に持ち帰ってください。

(3) 法令等の遵守

暫定利用に当たっては、事前に使用者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは使用者に帰属することとする。

(4) 損害の責任

暫定利用の実施により市又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を使用者が負います。

(5) 守秘義務

暫定利用にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(6) 暫定利用の中止

申請内容に反する行為や目的から逸脱した行為があった場合、又は災害対応等により利用を中止する場合があります。また、止むを得ない理由により暫定使用しないこととなった場合には、「9. 連絡先」まで連絡ください。

9. 連絡先

泉大津市総務部資産活用課 担当 山田 TEL 0725-33-1131(内線 2297)

連絡先Eメールアドレス shisankatsuyou@city.izumiotsu.osaka.jp

〒595-8686 泉大津市東雲町9-12